

経支第587号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出がありましたので、その概要等を同法第6条第3項の規定において準用する同法第5条第3項の規定に基づき公告します。

令和8年7月31日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
新松戸中央開発ビル
松戸市新松戸三丁目2番2号
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等
株式会社ダイエー 代表取締役 西峠泰男
兵庫県神戸市中央区港島中町四丁目1番1
- 3 変更前の駐車場の収容台数
750台
- 4 変更後の駐車場の収容台数
336台
- 5 変更前の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻は午前9時、閉店時刻は午後10時
- 6 変更後の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻は午前7時、閉店時刻は午後11時
- 7 変更前の来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時45分から午後10時30分まで
- 8 変更後の来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前6時45分から午後11時30分まで
- 9 変更年月日
 - (1) 駐車場の収容台数
令和9年3月15日
 - (2) 開店時刻及び閉店時刻
令和8年7月15日
 - (3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
令和8年7月15日

二 届出年月日

令和8年7月14日

三 届出及び添付書類の縦覧期間

令和8年7月31日から11月30日まで。

四 この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4箇月以内に、千葉県知事に対し、意見書の提出によりこれを述べることができます。

1 意見書の提出期間

令和8年7月31日から11月30日まで。

2 意見書の提出先

千葉県商工労働部経営支援課商業振興班

〒260-8667

千葉県千葉市中央区市場町1-1

電話番号：043（223）2932

ファックス番号：043（227）4757